### 有明漁民 農水大臣に8項目要請

門開門に向けた協議(開門協議)に で開かれた農水省と諫早干拓排水 協議を行う際に必要不可欠の おいて、今後、開門に向けた円滑な  $\mathcal{O}$ 6 月 1 6 漁民原告・弁護団は、 以下の8項目を要請した。 月 よみがえれ! 福岡市内 ·有明訴 事 項

ことが明らかになったのだから、 が推し進めてきた干拓事業にあ により、深刻な漁業被害の原因は国 係を認め、国に開門を命じた。これ した福岡高裁判決は、漁場環境の がないと主張してきた。だが、確定 悪化と干拓事 、漁業被害と干拓事業との因果関 は、 漁民に謝罪す 業の間には因果関係 有明 海  $\mathcal{O}$ 漁 べきであ 場 環 玉 る 悪  $\mathcal{O}$ 

## 開 門協議は公開

に寄与するものである。 きである。協議を円滑にし合意形成 プンな場で堂々と協議を進めるべ 開門協 T ヤス素案を公表した以上、今後 議は原則公開として、 オー

### 国会通信 各対策工事の標準的 よみがえれ! 有明訴訟弁護団 (後藤富和)発行 な 092-512-1636

ょ

みがえれ

!·有明海

され、 要か、 すことが不可欠である。 よって短縮可能な工期の限度を示 の標準的な工期、工夫することに 見積もりもなかった。各対策工事れらの記載がなく、費用の具体的 ればならない。アセス素案にはこ しなければならいか明らかでなけ に、どのような事前対策工事が必 ればならなくなった。それまで 2 0 1 3 尚 何時までに対策工事に着手それぞれの工事の工期が示 高 南北排水門を開 判 年12月20 の確定によ 放 日 しな

# 段階的開門を検討しなか

た理由を明らかにせよ

の開門方法として、 住民の不安を一掃する安全・安心 階的開門の核心は、 段階的開門とは異なっている。 な開門方法である。 セス 有 同時に、 訴訟の原告らが提起 案の 開門方法 農業者や背後地 もっとも適切 早期開門を 早期開門のた ケー した 可

趣旨であることは明白である。

090-9602-0700 から実施し、短期 心部分の検討を怠ったのかを明ら原告らが提唱した段階的開門の核 設置や、 策をとりつつ、慎重に開門の せた排水門の開門操作を行 様々な潮汐条件や開度を組み合わ 用水の手当をし、 すものである。なぜ、 を大きくし、最終的な全開門を目指 らそのデータに基づいて必要な対 第2段階の開門操作など、 期 開門 ]調査 第2段階とし 簡易ため池 レベ ル 度合 0

期・短縮の限度を示せ

# 福岡高裁判決の解釈につ

かにすべきである。

福 岡高裁判決 ての統一 (判決確定の日から 見解を示 世

門を閉門することができると 災上やむをえない場合には例外 わち2013年12月20日 門を開放し、 地潮受堤防の北部及び南部各排 業において設置された、諫早湾干 土地改良事業としての土地干 に、開放=全開門している南北 続すること、 状態を実現し、その状態を5年間 判決理由及び訴訟の経過から 同各排水門の開放を継続せよ) むをえない場合を除き、 3 に南北排水門を開放=全開門し 年を経過する日までに、 判決確定から3年以内に、す 以後5年間にわたって 高潮時など防 国営諫早湾 防災上や まで うする は、 拓 継 た な 水 拓 事 う

### 簡易ため池により農業 いなが 開門 0 1)

崎 地 裁 での 開 門 協

者である漁民と、履行義務を負う国 民等による開門阻止訴訟が提訴さ 福岡高裁判決の履行に関する権 日が予定されている。この訴訟は、 れ、7月5日にはその第1回 長 開門に不安を抱く人々が 崎 地 裁に は、 農業者や背後 1弁論期 同 地 利 住

ある。 それを明確にして公表することは、 うのも当然である。国の不手際によ よって想定外の被害が出た場合に、 国としてなすべき最低限の対応で 国が責任をもって適切な補償を行 のは当然である。 って不安を抱いている人々に対 開 あらかじめ万全の対策を講じる 門に 際 して被害が出な 。また、 国の行為に 1 よう

## アセス手続きを見直 난

ものに絞り込む必要がある。 門に向けた手続を、必要かつ十分な 業ではなく、形式的に同法に と、開門は環境影響評価法の対象事 て手続を行う合理性はない。 高 裁判決を履行するためには、 もとも 準 拠 開

会する絶好の場といえる。